

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集  
 （800MHz帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの制度整備）  
 に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方  
 （意見募集期間：令和8年1月24日～2月24日）

提出件数6件（法人・団体2件（802.11ah推進協議会、自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会）、個人1件、匿名3件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無		
1	802.11ah推進協議会	<p>800MHz帯広帯域小電力無線システムの電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対して賛同すると共にこれまでの800MHz電波法施行規則改正にご尽力頂いた方々に感謝いたします。</p> <p>802.11ah(Wi-Fi HaLow)は今後我が国におけるSociety 5.0の本格展開に向けて欠かせない無線通信と考えております。</p> <p>今回の電波法施行規則が改正された時点で我々AHPGとしてはWi-Fi HaLowを普及させる立場としての認識をさらに強く持ち、この改正が国民生活の豊かさ、つまりは国益へとつながるよう活動を強化・推進してまいります。</p> <p>また2029年からの本格運用に向けてデジタルMCAとの共存期間も積極的な活用を推進すると共に、通信性能・ユースケース・利用課題などを抽出・展開し、同周波数帯の利用高度化につなげるべく、積極的な活動を行っていきたいと考えます。</p>	本改正案に対する賛同のご意見として承ります。	無		
2	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">該当箇所</td> <td>意見</td> </tr> </table>	該当箇所	意見	本変更案に賛成の意見として承ります。なお、今後の周波数割当計画の改正においては、改正漏れが無いように取り組んで参ります。	無
該当箇所	意見					

		<p>・周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する告示案 第3表</p>	<p>今回の「周波数割当計画の一部を修正する告示案」では、14.47-14.5 GHz帯に国内脚注J39の記載が追加される内容となっています。当該脚注は「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とする周波数帯域を指定するもので、電波天文業務にとって極めて重要な脚注ですが、これまで周波数割当計画の該当欄への記載がなされていなかったことは大変遺憾です。今後の周波数割当計画改正においてはこのような漏れがないようお願いいたします。</p>		
3	個人	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案第一条については、「第一条 電波法施行規則・・・次のように改正する。」としてから、次の行に「次の表により、・・・」が続くのが正しいのではないか。（別紙2の一頁参照）</p>		<p>第1条については、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する内容のため、案のとおりとします。</p>	無
4	匿名	<p>電波法施行規則第3条第1項第5号及び第8号の2を改正する理由が分からない。具体的には以下の通り。</p> <p>(1) 第3条第1項第5号の改正により、携帯局の陸上の範囲を「河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。」と拡張しているが、今般の答申にこれら水域に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。また水域における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。</p> <p>(2) 第3条第1項第8号の2の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることと</p>		<p>(1) 電波法施行規則第3条第8号の2については、携帯局の陸上の範囲を、陸上移動局の陸上の範囲とそろえるため改正を行うものです。干渉検討については自由空間伝搬を用いて実施していることから、水域においても適用可能と考えます。</p> <p>(2) 三次元測位システムは、携帯基地局から端末の受信設備に対して単向通信又は同報通信を行う携帯基地局のため、携帯移動業務の携帯局の定義に受信設備を追加していま</p>	有

	<p>なるが、同改正の意図・目的が明らかにされていない。例えば、今般の改正において、受信専用の端末というニーズが想定されている事実があるのか。</p> <p>(3) 第3条第1項第8号の2の改正により、携帯移動業務の携帯局の定義として、陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備が追加されることとなるが、今般の答申に海上に関するものは含まれておらず、同改正の意図・目的が明らかにされていない。 また海上における干渉検討等はなされていて、問題ないものと判断されたのか。</p> <p>(4) 同改正における海上とは、我が国の領海の外側の海域、すなわち公海や我が国の排他的経済水域など地球上すべての海域を含むものと解されるか。</p> <p>(5) 第3条第1項第5号の改正につき、適用対象に第8号の2を追加しているが、次条第1項第7号も適用する必要はないのか。適用しない場合、今般の改正を経ても、携帯基地局は、「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」には設置できないものと解されるか。</p> <p>(6) 第3条第1項第8号の2の改正につき、適用対象として「次条第七号において同じ。」とあるが、「次条第一項第七号において同じ。」の誤りではないか。</p>	<p>す。</p> <p>(3)(4) 携帯局の移動範囲については海上については、電波法施行規則第4条第1項において「陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局及び陸上移動局を除く。）をいう。」と規定されており、同規定と規定ぶりをそろえたに過ぎず、今回、海上について追加したものではありません。</p> <p>(5) ご指摘を踏まえ、以下のとおり案を修正し携帯基地局が「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」においても設置できるようにいたします。 【電波法施行規則第三条第1項第八の二号】 携帯移動業務 携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第1項第七号におい</p>	
--	--	--	--

			て同じ。)と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。	
			(6) ご指摘の通り修正いたします。	
5	匿名	<p>意見</p> <p>三次元測位用携帯基地局（以下 三次元測位基地局）について、電波法関係審査基準（訓令）改正案において「電気通信業務用無線局」と整理される方向が示されていることを踏まえ、同局の多数局・同質運用・事後管理の合理性という実態に適合するよう、包括免許の適用が確実に機能する制度を求めます。具体的には、(1) 審査基準（訓令）での業務目的の明確化、(2) 施行規則第15条の2（特定無線局の種類）における第二号特定（基地局系）への位置付け明文化、(3) 別告示・設備規則での周波数指定・技術要件の確定の3点を同時に整備してください。</p> <p>背景</p> <p>(1) 「電気通信業務用」の明示（審査基準）</p> <p>電波法関係審査基準（訓令）は、免許審査における業務目的や免許人の範囲・運用条件の公式解釈として理解しています。今回、三次元測位基地局を「電気通信業務用無線局」と位置付けるのであれば、法27条の2第2号（電気通信業務を目的とする移動しない無線局）という包括免許の前提条件に合致する素地が整います。</p> <p>(2) 「特定無線局の種類」の分類（施行規則第15条の2）</p> <p>包括免許の規定化は、施行規則第15条の2が規定する「特定無線局の種類」に適切に分類されることが求められます。条構造上、第2項が「基地局、陸上移動中継局」「第二号特定無線局」を規定しており、携帯電話用の基地局や屋内小規模局を含めた基地局系はここに包含されます。三次元測位基地</p>	<p>三次元測位システムについては、携帯電話などと異なり、広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用される周波数を使用するものではないことから、包括免許の対象とすることは適切でないと考えます。</p>	無

	<p>局も「基地局」としてこの第2項へ位置付ける旨を条文・別表注記で明確化してください。</p> <p>(3) 周波数告示・設備規則の具体化</p> <p>第二号特定の基地局は、条文上「総務大臣が別に告示する周波数」を用いる局として具体化されます。したがって、該当チャネル（帯域・送信形態・同期要件・不要輻射等）を、告示・設備規則として特定無線局（第二号特定）向けに明示することが不可欠です。これにより、包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・運用開始期限等）へ具体化し担保されます。</p> <p>制度整合性（HAPS・携帯基地局の近時の整理との一貫）</p> <p>総務省は、携帯電話基地局等の免許手続の迅速化・効率化として、共用周波数帯の一部について包括免許の対象を拡大する省令案を公表してきたと認識しています。ここでは、基盤となる“基地局系”の包括化レンジを広げる方向が示されています。三次元測位基地局についても、審査基準で「電気通信業務用」とした以上、同じ基地局系のロジックで第二号特定として包括免許の枠に組み込むべきです。</p> <p>具体要望</p> <p>A 審査基準 訓令</p> <p>「三次元測位用携帯基地局」を電気通信業務を行うことを目的とする無線局と定義。</p> <p>無線局事項書の目的欄／業務コードの整合、免許人の範囲（公衆向け測位サービス提供事業者等）を明記。 法27条の2第2号との整合を訓令上も担保</p>		
--	---	--	--

	<p>B 施行規則第15条の2（第二号特定 基地局系）</p> <p>第2項の「基地局」の注記等で、三次元測位基地局も基地局として本項に含む旨を明文化（例：「測位信号の送信を主目的とするものを含む」）。</p> <p>あるいは別表記載の注釈で「本項に掲げる基地局には三次元測位用携帯基地局を含む」と追記。</p> <p>C 告示・設備規則（第二号特定としての具体条件）</p> <p>告示で：周波数、運用形態（連続送信、同期要件）、エリア設計上の出力上限の枠付け。</p> <p>設備規則で：帯域、帯域外・不要輻射、同期精度、電界強度に関する一般条件、測定法。</p> <p>包括免許の指定事項（電波型式・周波数・空中線電力・指定無線局数・工事落成期限）に落とす際の 審査の客観基準を確立。</p> <p>期待効果</p> <p>行政・事業者双方の審査負荷軽減と展開スピードの飛躍的向上（多数局の面的展開に適合）。</p> <p>実運用データ（開設届）を一元管理することで、干渉管理の実効性（空間・周波数・時間の三次元最適化）が高まる。</p> <p>近時の基地局系包括化の政策方向と整合的で、制度上の非対称（HAPS等とのミスマッチ）を解消。</p> <p>結論</p> <p>審査基準で「電気通信業務用」と位置付けるのであれば、施行規則第15条の2（第二号特定 基地局系）と、別告示・設備規則の3点同時整備が不可欠です。これにより、三次元測位基地局は第二号特定として包括免許の枠</p>		
--	---	--	--

		組みに確実に接続でき、電波の有効利用（制度目的）と社会実装のスピードの両立が実現すると考えます。		
6	匿名	800MHz帯三次元測位システムの無線局の局種は、基地局ではなく、携帯基地局とした理由を教えてください。携帯電話用の基地局に類似した構成と認識していますので、携帯電話用と同様の「基地局」が妥当だと考えますが、なぜでしょうか。	三次元測位システムは、ドローン等に受信端末を搭載し上空で利用されることも想定されることから、携帯移動業務に該当します。このため改正案において、局種を携帯基地局としています。	無

注 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。